

## 国際版画美術館等に関する工事の差止を求める仮処分命令申立事件について

国際版画美術館等に関する工事の差止を求める仮処分命令申立事件につきまして、本年1月24日、知的財産高等裁判所から、以下のとおり即時抗告状（2022年11月25日付け東京地方裁判所決定に対して不服を申し立てる書面）が市に到達しました。その後、2月21日に第1回審尋期日が開かれましたので、その概要について、ご報告いたします。

### 1 当事者等

原告人：国際版画美術館の新築時に設計業務を受託した設計事務所に  
所属する建築士  
相手方：町田市

### 2 抗告の趣旨

原決定を取り消す。  
相手方は、国際版画美術館及び庭園の各工事を行ってはならない。

### 3 町田市の主張

原告人の申立ては、いずれも理由がない。

### 4 今後の予定

知的財産高等裁判所での審尋期日は1回で終結し、今後審尋期日が開かれる予定はありません。裁判所からは、3月末までに判断が下される予定です。

### ◆これまでの経緯

- |          |   |
|----------|---|
| 2021年4月  | 国際版画美術館の新築時に設計業務を受託した設計事務所に所属する建築士が、東京地方裁判所立川支部に仮処分申立て。その後、東京地方裁判所民事第29部に移送申立て主旨：国際版画美術館及び庭園の改築工事を行ってはならない      |
| 2021年7月  | 東京地方裁判所にて第一回審尋期日開催。<br>申立てに対する町田市の答弁を陳述。申立者は自らの主張を説明。<br>以降、2021年9月から2022年7月にかけて7回の審尋期日の開催、裁判官による現地視察（1回）が行われた。 |
| 2022年11月 | 東京地方裁判所にて裁判所による決定。<br>決定内容：申立てをいずれも却下する   |
| 2023年1月  | 知的財産高等裁判所から即時抗告状が市に到達。  |
| 2023年2月  | 知的財産高等裁判所にて第一回審尋期日開催。   |